

和4年（ワ）第31483号・令和5年（ワ）第8894号・令和5年（ワ）  
第19030号

令和7年2月14日

東京地方裁判所 民事第42部B合ろ係 御中

## 準備書面（14）

令和5年（ワ）第8894号事件（「第2事件」）被告

令和5年（ワ）第19030号事件（「第3事件」）原告

訴訟代理人 弁 護 士 川 村 真 文

記

## 目次

|     |                                    |    |
|-----|------------------------------------|----|
| I   | 令和5年（ワ）第8893号事件（「第2事件」）について .....  | 2  |
| 第1  | 本件記事について .....                     | 2  |
| 第2  | 摘示事実について .....                     | 2  |
| 第3  | 真実性について .....                      | 3  |
| 第4  | 真実相当性について .....                    | 5  |
| 第5  | プライバシー侵害の主張について .....              | 9  |
| II  | 令和5年（ワ）第19030号事件（「第3事件」）について ..... | 9  |
| 第1  | スラップ訴訟についての不法行為の判断の枠組み .....       | 9  |
| 第2  | F氏の牧野氏に対する訴訟がスラップ訴訟であること .....     | 12 |
| 第3  | 訴訟内容の不当性 .....                     | 13 |
| 第4  | 牧野氏に対する訴訟の判断 .....                 | 15 |
| 第5  | 記者会見による名誉毀損 .....                  | 17 |
| 第6  | 損害について .....                       | 19 |
| III | その他 .....                          | 20 |

## I 令和5年（ワ）第8893号事件（「第2事件」）について

### 第1 本件記事について

- 1 本件記事は、ヴィンセント氏とF氏についての出来事を主題とするものではない。牧野氏が、本件記事で伝えたかったのは「日本の単独親権制度の下で、親子の断絶が起きていることの実情や、外国人当事者さんがたくさんいらっしゃるって、海外からの非難もされているということ」（牧野調書4頁）であり、その主題は、日本では（世界でも珍しい）離婚後単独親権制度の下、別居に際しての子の連れ去りと（その後の）親子断絶が頻繁に行われ、日本在住の外国人も巻き込まれており、国連（子どもの権利委員会）やヨーロッパを含む、国際社会から、それが重大な人権侵害であると非難されていることを紹介するもので、国民の「知る権利」に応えるものとして公共性・公益性が高いものである。そして、外国人が巻き込まれた例として、ペリーナ氏のケースと共に、ヴィンセント氏のケースを紹介したもので、ヴィンセント氏について、主題との関係で必要なのは「子供、ヴィンセントさんが連れ去られて、それ以来、ずっと会えていない」事実（牧野調書29頁）に尽き、それ以外の（ヴィンセント氏とF氏についての）詳細ではない。
- 2 そして、子を連れ去られたことについてヴィンセント氏に取材したところ、牧野氏は、ヴィンセント氏から「後で防犯カメラの映像を確認すると、彼の娘は自宅のガレージから車のトランクに入れられて実の母親によって「誘拐」された」と説明されるとともに、F氏が子を車のトランクに入れて運転しガレージを出る映像（丙4）を確認し、本件記事で、ヴィンセント氏の説明を紹介した。
- 3 「事実」については、それを経験した人の説明が全てであり、ヴィンセント氏が体験をもとに説明してくれたことについて、その裏付けを確認した上で、記事で紹介するのは当然のことであり、それを紹介しないという選択肢はない（牧野調書1～2頁）。牧野氏は、それを（客観的事実としてではなく）「後で防犯カメラの映像を確認すると、彼の娘は自宅のガレージから車のトランクに入れられて実の母親によって「誘拐」されたという」と、ヴィンセント氏の説明として紹介しており、一般読者も、それがヴィンセント氏の説明であって、それに基づく記事であること（＝一方当事者の説明による記事であり、そういうものとしての信用性であること）を理解することにも留意されるべきである。

### 第2 摘示事実について

- 1 F氏が主張する摘示事実は「原告が自分の娘を車のトランクに入れて連れ去った」であり、①（自分の娘を）「車のトランクに入れて」②「連

れ去った」の2つの部分から成り立つところ、別居に際して母親（主たる監護者）が子連れ去ること（②）は頻繁に行われており、裁判所でも違法とされていない（丙40）。そして、F氏も、訴状において「本件記事は、原告が自分の娘を車のトランクに入れて連れ去ったとの事実を摘示したものであるところ、子どもをトランクに入れる行為は、子どもの生命身体の安全を脅かす、明らかに常軌を逸した行動であるから、本件事実の摘示は、読者をして、原告は・・・子どもの生命身体の安全を脅かすことを厭わない異常な人物だとの印象を与えるものである。そうすると、本件記事が、原告の社会的評価を低下させるものであることが明らかである」として「子どもをトランクに入れ」たとの記載による社会的評価の低下を問題としており、摘示事実の（社会的評価を低下させる）焦点は①の「子どもをトランクに入れ」た部分にあることが留意されるべきである。（以上、牧野調書2～3頁）そして、①（自分の娘を）「車のトランクに入れて」について、牧野氏が映像（丙4）で確認したとおり、F氏は娘を車のトランクに入れ、運転して自宅ガレージを出たことは事実である。

- 2 ②の「連れ去った」についても、「相手方は、平成30年8月10日・・・申立人の出社後、申立人に告げず、未成年者らを連れて自宅を出た。申立人は、帰宅後、相手方及び未成年者らがおらず、荷物もなくなっていることに驚愕し、相手方に連絡したが通じず、弁護士経由で警察に相談したが、捜査は困難であると告げられた。」（丙1）、「原告は、同年8月10日、被告が出社した後、被告に本件自宅を出ること及び行き先を告げず、子らを連れて本件自宅を出る形で被告と別居した。」（甲1）と判示されており、F氏が子連れ去ったことも事実である。

### 第3 真実性について

- 1 F氏が主張する摘示事実は「原告が自分の娘を車のトランクに入れて連れ去った」であるところ、上記のとおり、①（自分の娘を）「車のトランクに入れて」の部分も②「連れ去った」の部分も事実であり、F氏が娘を車のトランクに入れ、運転して自宅ガレージを出たのが別居のために自宅を出る時であれば「原告が自分の娘を車のトランクに入れて連れ去った」は真実である。ところが、牧野氏が確認したガレージでの映像が、F氏が別居した8月10日ではなく、別居後に自宅に立ち寄った8月20日のものであった（＝連れ去った時ではない）ということで、摘示事実の真実性が問題となる。

この点、摘示事実につき最大漏らさず真実性の立証の負担を課すると、言論の萎縮につながりかねないことから、真実性の証明は「重要な部分」についてなされれば足りるとするのが判例であり、裁判例である。

- 2 そもそも、名誉毀損は、事実の摘示による社会的評価の低下を違法とするものであるところ、摘示事実のうち、同人の社会的評価を低下させるのは、上記（第2、1）のとおり、①主に（自分の娘を）「車のトランクに入れて」車を運転して自宅を出た点にあるところ、それは事実であり、②「連れ去った」も事実である。そして①②が事実である以上、①が②の時でなくその10日後に行われたものであったとしても、娘をトランクに入れて運転したことによる危険性には変わりはないことから、その社会的評価に影響せず、その点の誤りをもって、名誉毀損の責任を問われる理由はない。よって、上記ヴィンセント氏の説明について、重要事実は①②であり、それが事実である以上、重要な部分につき真実であり、①が②の10日後に行われたことをもって、真実性を欠くと評価すべきではない。
- 3 尚、F氏は、娘を載せた部分を「トランク」と表記したことも争うようであるが、「乗用車の後部の荷物入れ」は「トランク」であり、F氏自身「子供をまず降ろして着替えをさせようと思ったんですけれども、家の中に入ることは怖くて、いったんまず、トランクを開けて、トランクにあった別のチャイルドシートに彼女を移して、そこで着替えをさせることにしました。」と娘を載せた部分を「トランク」と称している（F調書1～2頁）。尚、甲11の4は、あえて後部座席を倒した状態での写真であり、F氏が子をトランクに入れた時にそのような（＝後部座席が倒された）状態にあったかどうか、牧野氏が確認した映像（丙4）からもわからない（牧野調書14頁）。
- 4 F氏は、ガレージを出た後で娘をチャイルドシートに乗せたと主張するが、その事実は、審判（丙1）や判決（甲1）でも認定されていないし、重要であるのは、子をトランクに入れて車を運転してガレージを出た（＝自宅を出た）ことで、その後の走行距離は重要ではない。実際、F氏が子をトランクに入れて運転したことは、道路交通法（55条1項、71条の3、3項）にも違反し、F氏自身、訴状において「子どもをトランクに入れる」という記載が「子どもの生命身体の安全を脅かす、明らかに常軌を逸した行動」であるとして、「トランクに入れる」行為自体を問題とする。また、東京家裁も「相手方が車のトランクと荷台部分が一体化した場所に未成年者Kを寝かせ、そのままトランクの扉を閉め・・・申立人が車を発進させて自宅のガレージを出た様子が窺われるところであり、未成年者Kが当時0歳の幼児であったことや、その置か

れた場所が車の荷台部分という不安定な場所であることに照らすと、相手方の行為は軽率で、危険性の高いものであると言わざるを得ない」とその危険性を判示し（丙 1、10 頁）ガレージを出た後の走行を問題としていない。

- 5 以上、①（自分の娘を）「車のトランクに入れて」車を運転して自宅を出たことも、②（自分の娘を）「連れ去った」ことも事実である以上、「原告が自分の娘を車のトランクに入れて連れ去った」との摘示事実は重要な部分につき真実であり、①が②の時でなくその 10 日後であったことは（重要でない部分として）摘示事実の真実性に影響しないというべきである。

#### 第 4 真実相当性について

- 1 上記（第 1、1）のとおり、本件記事の主題は、日本では（世界でも珍しい）離婚後単独親権制度の下、別居に際しての子の連れ去りと（その後の）親子断絶が頻繁に行われ、日本在住の外国人も巻き込まれており、国連（子どもの権利委員会）やヨーロッパを含む、国際社会から、それが重大な人権侵害であると非難されていることを紹介するもので、ヴィンセント氏について、主題との関係で、必要なのは「子供、ヴィンセントさんが連れ去られて、それ以来、ずっと会えていない」事実（牧野調書 29 頁）に尽き、それ以外の（ヴィンセント氏と F 氏についての）詳細ではない。牧野氏は、反対尋問で、上記以外（後部座席で何をしていたと思ったかとか、ガレージの外で何が起こったと思ったかとか、虐待として警察や児童相談所の問題になるのではといったこと）について質問を受けたが、本件記事に必要な事柄である。そして、子を連れ去られた経緯について、牧野氏は、ヴィンセント氏から「後で防犯カメラの映像を確認すると、彼の娘は自宅のガレージから車のトランクに入れられて実の母親によって「誘拐」された」との説明を受けるとともに、その裏付けとして、F 氏が子を車のトランクに入れて運転してガレージを出る映像（丙 4）（＝客観的裏付）を確認しており、ヴィンセント氏の説明を信じるとともに、その説明を（同人の説明として）本件記事で紹介したことは当然である。

以上、①F 氏が主張する摘示事実（「原告が自分の娘を車のトランクに入れて連れ去った」）は、本件記事の主題そのものではなく、それに必要な範囲で日本在住の外国人が子を連れ去られた例を示すという位置付けであること、②牧野氏は、ヴィンセント氏から「後で防犯カメラの映像を確認すると、彼の娘は自宅のガレージから車のトランクに入れられて実の母親によって「誘拐」された」との説明を受けるとともに、そ

の裏付けとして、F氏が子を車のトランクに入れて運転してガレージを出る映像（丙4）（＝客観的裏付）を確認していること、③F氏の社会的評価に影響する①（「自分の娘をトランクに入れて」車を運転して自宅ガレージを出たこと）と②（自分の娘を「連れ去った」こと）はいずれも事実であること、④牧野氏は、ヴィンセント氏の説明を（客観的事実ではなく）同人の説明として紹介している（＝一般読者も、それが当事者の説明であり、そういうものとしての信用性であることと理解することから、牧野氏が、ヴィンセント氏の説明を裏付ける映像を確認したことをもって、ヴィンセント氏の説明の信用性は担保され、それを（同人の説明として）紹介することに問題がないと判断したことは相当であり、真実相当性が認められる。

- 2 この点、F氏は、同人への取材が記事の掲載後であることを批判するが、真実相当性を認めるために、他方当事者への取材が必ずしも必要となるわけではない。これは、表現の自由と名誉との調整の問題であるところ、他方当事者への取材を過剰に要求すれば、表現の自由が不当に制限されることになり、牧野氏のジャーナリストとしての経験に基づく

「取材相手が説明している内容が、ほかの客観的な証拠で証明できる場合は特にそれ以上のほかの証人っていうか、取材とかは考えない」（牧野調書22頁）という基準と、ヴィンセント氏の説明において、他方当事者の社会的評価に影響する「娘を車のトランクに入れた」を裏付ける映像がその「客観的な証拠」となるとする判断（同22頁）は正当である。

- 3 上記のとおり、ヴィンセント氏について必要な事実は、本件記事の主題との関係において、子を連れ去られ子と断絶させられたという事実であり、それを超える（ヴィンセント氏とF氏についての）詳細ではない。連れ去られた経緯についてヴィンセント氏から「後で防犯カメラの映像を確認すると、彼の娘は自宅のガレージから車のトランクに入れられて実の母親によって「誘拐」された」との説明を受けるとともに、F氏の社会的評価に最も影響する「娘を車のトランクに入れた」部分について客観的裏付けとなる映像も確認しており、F氏が主張する摘示事実の①

（「自分の娘をトランクに入れて」車を運転して自宅ガレージを出たこと）も②（自分の娘を「連れ去った」こと）もいずれも真実である。

他方で、牧野氏は、ヴィンセント氏から、F氏がDVを主張しているとの説明を受けており、同人がヴィンセント氏のDVを主張していたことも事実である。そして、DVを主張して夫から逃げた妻が、別居後再び自宅に戻ってくること（＝夫に見つかるかもしれない、実際、F氏は8月20日にヴィンセント氏と鉢合せをしている（F調書31頁））は通常

考えられず、ヴィンセント氏に見せられたガレージでの映像が別居のために自宅を出た時ではなく、その後再び自宅に立ち寄った時の映像であることについての予見可能性はなく、その可能性を思いつかなかったことに過失はない。

よって、ヴィンセント氏の説明を裏付ける映像を確認した以上、F氏への確認まで必要と考えなかったことについて合理性がある。むしろ、記事の主題そのものではない限定的な事実について、ヴィンセント氏の説明における相手方の社会的評価に影響する部分について映像という客観的裏付けを確認したにもかかわらず、ヴィンセント氏の説明を、同人の説明として紹介する（＝一般読者も、それがヴィンセント氏の説明であることを理解する）にあたり、なお他方当事者への取材を要求することは、憲法が保障する「表現の自由」に過度な負担を負わせ、それを不当に制限するものというべきである。

- 4 この点、京都大学院法学研究科教授の曾我部真裕氏を委員長とする人権委員会は、当事者である申立人に対する直接取材が実現しなかった事案について、その取材結果に基づき、真実相当性を認め、人権侵害に当たらないと判断し、その上で、放送倫理上の問題を検討し、放送倫理上の問題があるとまではいえないと判断しており（丙16）、これは、憲法上の表現の自由の保障の観点から、相手方への取材を、必ずしも、真実相当性の要件とすべきでないことを示している。

また、F氏が提出する判例（甲8）は、刑法230条の2について「事実が真実であることの証明がない以上名誉毀損の罪責を免れることがないとした」従前の判例を変更し「行為者がその事実を真実であると誤信し、その誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らし相当の理由があるときは、犯罪の故意がなく、名誉毀損の罪は成立しないものと解するのが相当である」としたものであるが、名誉を侵害されたとする当事者への取材がなされない事案において「証人が同公訴事実の記事内容に関する情報を和歌山市役所の職員から聞きこみこれを被告人に提供した」旨の証言がその「確実な資料、根拠」を基礎づけ得るとして名誉棄損の罪の成立を認めた原審を破棄したものである。そして、他人（証人）からの（聞きこみについての）情報提供と比較しても、本件のガレージでの映像は、客観性に問題のない物証であり、甲8の判例の立場からしても、記事掲載前にF氏側に取材を行わなかったことをもって、真実相当性が欠けると評価すべきではない。

- 5 以上、他方当事者への取材が必要かどうかは、当該事案における（①記事における当該箇所的位置付け（それが主題そのものかどうか）、②取材した当事者の説明内容とそれを裏付ける証拠の存在、③記事での記

載内容（当事者の説明として紹介するものかどうか）といった）具体的事情を総合考慮して決せられるべきであるところ、本件は、①本件記事の主題に必要な範囲での限定的な事例の紹介について、②当事者の「後で防犯カメラの映像を確認すると、彼の娘は自宅のガレージから車のトランクに入れられて実の母親によって「誘拐」された」との説明について、相手方の社会的評価を左右する中核部分（＝F氏の子を車のトランクに入れて、車を運転してガレージを出た事実）を裏付ける映像を確認しており、③ヴィンセント氏の説明を同人の説明として紹介するに当たって、さらにF氏側に取材をすべきであったとすることは、表現の自由に過重な負担を求めるもので、それが無いことをもって真実相当性を否定すべきではない。

- 6 F氏は、牧野氏が映像（丙4）を最後まで確認しなかったことも問題とするが、子をトランクに入れて車を運転してガレージを出た（＝自宅を出た）時点で、ヴィンセント氏の説明に対する裏付けとして十分であり（牧野調書17頁）、映像を最後まで見たからといって記事の内容が変わる要素もない（むしろ、チャイルドシートをはずして運んで来た映像を見れば、車にはチャイルドシートが取り付けられていないと思うのが普通である（丙42））。
- 7 尚、記事の掲載直後に、F氏側に掲載を約束して反論を求めたことも、誤解を解き、違法性を回復する行為として評価されるべきである。この点、紙の出版物による名誉毀損罪については、出版と同時に既遂に達すると同時に終了すると考えられるが、インターネット掲示板に書き込んだ他人の名誉を毀損する記事が削除されずに閲覧可能な状態におかれたままであったときは犯罪が終了しないとされている（大阪高判平成16.4.22判タ1169・316）。これは、媒体の特質上、掲示が続く限り名誉を毀損する危険が維持されるからとされる（以上について、判例時報2609号88頁の解説参照）ところ、牧野氏による本件記事掲載直後にF氏側に掲載を約束して反論を求めた行為は、かかる「名誉を毀損する危険」を除去するとともに（それまでの閲覧者の）誤解を解き、違法性を回復する行為として、不法行為の成否（やその違法性の評価）において考慮されるべきである。

またF氏側は「裁判外で議論する意思は全くありません」と反論を断っており（丙6）、記事掲載前に取材を申し込んだとしても、反論を得られなかったことが明らかで、掲載前の取材義務を想定したとしても、その義務違反と（F氏に対する）名誉毀損との因果関係もない。

## 第5 プライバシー侵害の主張について

上記のとおり、本件記事は、日本では（世界でも珍しい）離婚後単独親権制度の下、別居に際しての子の連れ去りと（その後の）親子断絶が頻繁に行われており、それに日本在住の外国人も巻き込まれ、国連（子どもの権利委員会）やヨーロッパを含む、国際社会から、それが重大な人権侵害であると非難されていることを紹介するもので、国民の「知る権利」に応える公共性・公益性が高いものである。そして、日本在住の外国人が子を連れ去られて子と断絶させられた例として、ヴィンセント氏の事例を紹介したが、それはフランスでは「監督責任を持つ者からの子供の略奪」等の罪状で刑事犯罪とされる行為である（丙7、丙14）。そして、その紹介にあたって、F氏のプライバシーに配慮し（ヴィンセント氏の）「妻」とのみ記載して、その氏名も明らかにしておらず、プライバシー侵害による不法行為が成立しないことは明らかである。

## Ⅱ 令和5年（ワ）第19030号事件（「第3事件」）について

### 第1 スラップ訴訟についての不法行為の判断の枠組み

- 1 第3事件被告らは、共謀の上（実子誘拐による親子断絶の問題を発信する）共同親権派の言論の抑圧・萎縮・報復等（以下「抑圧等」という。）の効果を狙った一連のスラップ訴訟（丙28）の一環として、牧野氏に対する訴訟を提起するとともに、F氏は、長女を車のトランクに入れて車を運転して自宅ガレージを出たにもかかわらず、離婚訴訟の判決で「原告は、平成30年8月20日、長女を乗せて自家用車を運転した際、長女が車内で嘔吐するなどして車に装備していたチャイルドシートが汚れたため、チャイルドシートごと交換するため本件自宅に立ち寄り、ガレージ内で、汚れたチャイルドシートをチャイルドシートとして使えるバギーと交換するなどした。」と（ガレージ内でチャイルドシートの交換がされたと）判示されたことから、F氏は子を車のトランクに入れたことがないとの虚偽主張を行い、本件記事は「原告が自分の娘を車のトランクに入れて連れ去った」との虚偽事実を摘示するものであるとして、訴訟提起を行った。

訴訟提起が不法行為となる場合について、昭和63年最高裁判決が判示する「民事訴訟を提起した者が敗訴の確定判決を受けた場合において、右訴えの提起が相手方に対する違法な行為といえるのは、当該訴訟において提訴者の主張した権利又は法律関係（以下「権利等」という。）が事實的、法律的根拠を欠くものであるうえ、提訴者が、そのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知りえたといえるのにあえて訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著し

く相当性を欠くと認められるときに限られるものと解するのが相当である」との枠組みは、訴えを提起する者の有する裁判を受ける権利と、被告の有する法律生活の平穩を内容とする権利との調整の枠組みを示したものとされている（潮見佳男、不法行為法Ⅰ（第2版）信山社、191頁）。そして、言論の抑圧等を狙ったスラップ訴訟の場合には、憲法上の表現の自由の保障の要請から、「訴えを提起する者の有する裁判を受ける権利」との調整の枠組みにおいて「被告の有する法律生活の平穩を内容とする権利」だけでなく（それに含まれない別個の「自由」である）「公共の関心事にかかる言論・表現の自由」が考慮される必要がある。

- 2 「表現の自由」は①個人の人格の形成と展開（個人の自己実現）にとって、また、②立憲民主制の維持・運営（国民の自己統治）にとって不可欠であって、この不可欠性故に「表現の自由の優越的地位」が帰結される（佐藤幸治、日本国憲法論（第2版）（成文堂）278頁）。そして、その「優越的地位」に照らし、一般に通常の場合の合憲性推定の原則が排除され、むしろ基本的に違憲推定の原則が妥当する。佐藤幸治は「アメリカのニューヨークタイムズ社対サリバン事件判決（1964年）は、公務員の公的活動にかかわる名誉毀損事件では、被害者の方でその言説が「現実の悪意」をもってなされたこと（虚偽であることを知っていたか、または虚偽か否かを不遜にも顧慮しなかったこと）を立証しなければならない、との法理を打ち出した。この法理の基礎に据えられたのは、「誤謬を含む陳述は自由な討議において避け難いものであり、表現の自由が「息をつく余裕」をもつためにはそれも保護されなければならない」という考え方であった。表現の自由が元来「壊れやすく傷つきやすい」点に着目したこの「萎縮効果」論は、名誉毀損の文脈のみならず、表現の自由の保障の全般を貫く基礎的哲学と解すべきではないかと思われる（毛利透）。」と指摘する（同書283頁）。

- 3 実子誘拐による親子断絶への対応や共同養育を認める法改正については、2019年3月の時点で、国連児童の権利委員会が、児童の権利条約に基づく児童の権利保障の観点から、日本政府に「十分な人的資源、技術的資源及び財源に裏づけられたあらゆる必要な措置をとる」よう勧告を行っている（丙3）。そして、日本では世界でも珍しい離婚後単独親権制度の下、頻繁に、別居時における子の連れ去りと（その後の）親子断絶という人権侵害が行われており、国連をはじめとして、国際的にも批判がなされている。国民の「知る権利」に応えるためにも、これらの問題について、広く報道される必要があり、それが（国民の知る権利に応えるべき）メディアや報道機関の責務でもある。

他方で、実子誘拐による親子断絶や共同親権をテーマとする情報を発信すると、共同親権反対派による手段を選ばない（番組のスポンサーも攻撃対象とされる）抗議活動が行われ（丙32～丙34）、大手メディアがそれを恐れて実子誘拐による親子断絶や共同親権についての報道を控える中、一部の中小のメディアやフリーのジャーナリスト等が、これらについての情報発信を行い、国民の「知る権利」に应运してきた。そして、スラップ訴訟は、そのような「表現の自由」を萎縮させ抑圧する効果的な手段であり、第3事件被告らは、共同親権を擁護するメディアや言論人をターゲットとして、訴訟提起を行ってきた。

実際に、第3事件被告らは、日本経済新聞や産経新聞といった大手メディアが「妻は国際指名手配を受けている」と報道する中（丙19、5頁18行～6頁1行）、同様に「フランスの裁判所はヴィンセントさんの妻を国際指名手配していた」と記載した記事を公表したことを理由（丙19、7頁11～12行）に、実子誘拐等の問題や共同親権について情報を発信をしてきた(株)ソーシャルラボや西牟田氏に対してのみ名誉毀損・プライバシー侵害による損害賠償請求訴訟を提起するとともに、控訴・上告まで行い、その結果、(株)ソーシャルラボは一審・控訴審と勝訴したにもかかわらず、訴訟対応への負担から、そのインターネット上のニュースサイト「SAKISIRU」を閉鎖せざるを得なかった（丙26）。牧野氏についても、F氏から訴訟提起され（弁護士費用が用意できないことから）本人での対応を余儀なくされるところ、親子の人権を主張する児相国賠訴訟についての記事を書いていた縁から、代理人が無償で訴訟対応をすることとした。そして、牧野氏も、プレジデント社に対する訴訟が提起されるまでは、単独親権制度下における親子断絶の記事を書いていた（丙21）が、同訴訟が提起されてからは、抗議や訴訟を恐れ、実子誘拐による親子断絶や共同親権についての記事を書くことができず、仮に書いたとしても掲載してくれるメディアがない状況に陥っている（牧野調書6～7頁）。

- 4 佐藤幸治教授が指摘するように、表現の自由は元来「壊れやすく傷つきやすい」もので、実際に、一連の抗議活動やスラップ訴訟により、大手メディアを含め、いとも簡単に（離婚後単独親権制度の下、子の連れ去りや親子断絶といった人権侵害が頻繁に行われている問題を発信し、共同親権を支持する）表現の自由が萎縮してきたのが現状である。そして、言論の抑圧等を狙ったスラップ訴訟の違法性判断の枠組みにおいて、憲法が要請する「表現の自由」の保障が考慮されるべきことは当然である。

日本国憲法における「表現の自由」の保障とその位置付け（＝個人の自己実現と国民の自己統治に不可欠な権利として優越的地位を有する）や特性（＝「壊れやすく傷つきやすく容易に萎縮する」）を踏まえ、スラップ訴訟が違法となるかどうかの判断の枠組みにおいて「訴えを提起する者の有する裁判を受ける権利」に対して「被告の有する法律生活の平穩を内容とする権利」のみならず（それに含まれない別個の「自由」である）「公共の関心事にかかる言論・表現の自由」の保障の要請が衡量されるべきであり、「報復や言論封殺といった目的で訴訟を提起していることが合理的に推察できるのであれば、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく不相当と評してよい」とする桑原教授の見解（丙27）や「不当訴訟についての63年最判の判例準則が、㉞客観的要素（事実的または法律的根拠を欠くこと）、㉟主観的要素（㉞について知り又は容易に知り得た）、㊱上記㉞㉟などを踏まえて総合判断（著しく相当性を欠く）からなることを指摘した上で、同最判は、「裁判を受ける権利」と応訴を強いられる「経済的、精神的負担」との比較衡量に基づくものであるが、スラップ訴訟に関しては、後者の負担に加えて「公共の関心事にかかる言論・表現の自由」をも衡量の対象に含めて、前記㊱の総合判断で考慮すべきである。本件のYの発言等に仮に不適切ないし不穏当な部分があったとしても、Xが根拠薄弱な多額の請求をしたことを（㉞を補う形で㉟㊱で考慮するとともに）言論の自由の抑圧の観点から㊱で考慮すべきであろう。上記の議論は、あくまでもスラップ訴訟における㊱に関して、抑圧などの目的を考慮してより広く認めようとするものである」とする前田教授の見解（丙28）が検討されるべきである。

## 第2 F氏の牧野氏に対する訴訟がスラップ訴訟であること

F氏の牧野氏に対する本件訴訟が、共同親権を擁護する言論の抑圧等を狙ったスラップ訴訟（丙28）であることは、以下の点より明らかである。

- ① K弁護士自身、FCCJでの記者会見で「報道や書き込みの中には共同親権と言う政策を推進するために過剰に、奥さんの側を悪く、中には悪魔的に描き、旦那さんの方悲劇のヒーローであるかのように描く、そういう報道があるいは投稿があったというふうに考えております」「我々は本日、このような投稿や報道をした記事ですね、これのうち最も悪質な3つを選択し、東京地方裁判所に損害賠償および記事の削除を求めて提訴しました」と、一連の訴訟が、共同親権を推進する記事をターゲットとしたものであることを認めている（丙8）。
- ② ①の3つの訴訟以外にも「フランスの裁判所はヴィンセントさんの妻を国際指名手配していた」と記載した記事を公表したことを理由（丙1

9判決7頁5～6行)として、離婚後単独親権制度の問題を指摘し、共同親権に好意的な記事を掲載・発信してきた(株)ソーシャルラボと西牟田氏に対して訴訟を提起しながら、同じく「妻は国際指名手配を受けている」と報道し(丙19判決5頁18行～6頁1行)(株)ソーシャルラボと比較にならない)はるかに影響力が大きい日本経済新聞や産経新聞といった大手メディアに対しては何の手續もとっておらず、第3事件被告らの主たる目的が(F氏の名誉等の回復ではなく)共同親権に好意的な記事を執筆・掲載するジャーナリストやメディアに対する抑圧等を狙ったものであることが明らかである。

- ③ 本件記事について、反論の掲載が約束されており(丙5)、誤った記事による名誉の回復が目的であれば、F氏側は反論を掲載してもらえばいいはずである。にもかかわらず、反論も行わず3年以上放置しながら、離婚訴訟の判決(甲1)が「ガレージ内で、汚れたチャイルドシートをチャイルドシートとして使えるバギーと交換するなどした」と事実誤認をしたことから(虚偽主張による)訴訟を提起した(牧野調書5頁)上に、言論に対する「萎縮効果」を狙って大規模な記者会見を行ったもので、その目的が、(誤った)記事の訂正によるF氏の名誉等の回復ではなく、共同親権を擁護する言論の抑圧等にあることは明らかである。
- ④ F氏の代理人らは、共同親権に反対し、積極的に反対活動を行ってきた弁護士であり(丙38)、報道特集が番組で子の連れ去りを取り上げると告知しただけで、大規模な反対運動を行うことで報道内容を改変させ(丙32～34)、また、本件訴訟を共同親権反対活動に利用している(丙40)。
- ⑤ F氏が、多数の訴訟(一審・控訴審・上告審を含む)について4人(復代理人を入れると5人)もの弁護士に委任する多額の費用を負担しているとは考えられず(甲1の判決によると、F氏の収入は、「平成29年、平成30年の給与収年収は各96万円、平成31年及び令和元年の給与年収は162万9965円、令和2年の給与年収は63万円」とされている(19頁)。)、その点を尋ねるF氏に対する尋問に対してなされた妨害行為からも、一連の訴訟は、(原告である)F氏のみならず(共同親権に反対する)代理人らも実質的な主体となった、共同親権を支持する言論の抑圧等を狙った訴訟であることが明らかである。

### 第3 訴訟内容の不当性

- 1 F氏は訴状で「本件記事は、原告が自分の娘を車のトランクに入れて連れ去ったとの事実を摘示したものであるところ、子どもをトランクに入れる行為は、子どもの生命身体の安全を脅かす、明らかに常軌を逸し

た行動であるから、本件事実の摘示は、読者をして、原告は・・・子どもの生命身体の安全を脅かすことを厭わない異常な人物だとの印象を与えるものである。そうすると、本件記事が、原告の社会的評価を低下させるものであることが明らかである」として、F氏が子どもをトランクに入れた事実がないことを前提に、本件記事が（F氏の）「子どもをトランクに入れる行為」を記載したことが「子どもの生命身体の安全を脅かす、明らかに常軌を逸した行動である」ことを指摘するもので、F氏の社会的評価を低下させたと主張する。

そして、その根拠として、「原告と夫間の離婚訴訟判決においては、「原告は、平成30年8月20日、長女を乗せて\_家用車を運転した際、長女が車内で嘔吐するなどして車に装備していたチャイルドシートが汚れたため、チャイルドシートごと交換するため本件自宅に立ち寄り、ガレージ内で、汚れたチャイルドシートをチャイルドシートとして使えるバギーと交換するなどした。被告は、原告に知らせることなく、ガレージの様子をビデオカメラで撮影していた」としており、原告が自分の娘を車のトランクに入れて連れ去ったとの事実は認定されていないから、本件摘示事実は真実ではない」と主張する。しかしながら、F氏はガレージ内で、汚れたチャイルドシートをチャイルドシートとして使えるバギーと交換して（子を座席に戻して）おらず、上記判示は事実誤認である。F氏は子を車のトランクに入れたまま運転し自宅ガレージを出たもので、F氏はもちろん、第3事件被告らはそれらの事実（＝上記判示が事実誤認であり、子を車のトランクに入れたまま運転し自宅ガレージを出たこと）を認識していた。

この点、F氏の代理人で第3事件被告でもあるO弁護士も、X（旧ツイッター）において、「判決が認定しているとおり、チャイルドシートの交換をしている動画です。服が汚れた子供を着替えさせてちゃんと前の座席に戻している。」「悪質なことに、上記は、牧野佐千子氏のプレジデントの記事では、異なったストーリーが語られている。」と、F氏がガレージ内でチャイルドシートの交換をして子を前の座席に戻している（＝子をトランクに入れていない）として、牧野氏が書いた記事がでたらめであると拡散してきた（丙12）。

- 2 F氏が訴状で主張するとおり、同人が子をトランクに入れ（て運転し）た事実がなければ、本件訴訟提起は問題がない。しかしながら、離婚訴訟の判決においてそれに沿う事実誤認がなされたことを利用して（実子誘拐による親子断絶といった離婚後単独親権制度下での問題や共同親権について積極的に発信してきた）牧野氏をつぶすために（F氏は）「ガレージ内で、汚れたチャイルドシートをチャイルドシートとして使える

バギーと交換」しており（＝子を座席に戻しており）、子をトランクに入れていないという虚偽主張に基づき、本件記事の「原告が自分の娘を車のトランクに入れて連れ去った」とする摘示事実が虚偽であるとする訴訟提起を行うことが許されないことは明らかである。

この点、民事訴訟における真実義務の真実は「客観的真実」である必要はなく、当事者が真実であると思っているもの、すなわち「主観的真実」であればよい。このような主観的真実に反する主張立証をしてはならないという当事者の訴訟法上の義務を、真実義務というたされている（コンメンタール民事訴訟法Ⅱ（第3版）日本評論社、180頁）。そして、F氏は、自分が子を車のトランクに入れて運転しガレージを出たことを認識しており、子をトランクに入れたことはないという主張は、その真実義務に違反する。

F氏以外の第3事件被告らは、弁護士として「基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」（弁護士法1条1項）立場にあり、「弁護士は、真実を尊重し、信義に従い、誠実かつ公正に職務を行うものとする。」（弁護士職務基本規程第5条）と、その真実義務を実効あるものとするべき一般的な行為規範が規定されている。そして「当事者・代理人の真実義務の内容は・・・当事者・代理人は真実に反することを知りながら、ことさら自己の主張を展開して証拠を提出したり、あるいは相手方の主張を争って反証を提出したりすることは許されないという消極的な義務を意味する」とされているところ（解説 弁護士職務基本規程第3版、11頁）、（F氏は）子をトランクに入れたことはないとする虚偽主張を展開し、その根拠として事実誤認の判決を提出することは、「真実に反することを知りながら、ことさら自己の主張を展開して証拠を提出」することに他ならず、（民事訴訟における真実義務を負う）F氏のみならず、その代理人弁護士らにとっても、許されないことは明らかである。

#### 第4 牧野氏に対する訴訟の判断

- 1 以上、（実子誘拐による親子断絶といった離婚後単独親権制度下での問題や共同親権について積極的に発信してきた）牧野氏をつぶすために、離婚訴訟判決の事実誤認を利用し（F氏は）子をトランクに入れていないという虚偽主張に基づき、本件記事の「原告が自分の娘を車のトランクに入れて連れ去った」とする摘示事実は虚偽であるとする訴訟を提起することが許されないことは明らかであり、かかる訴訟提起を裁判所が是認することが法的正義に反することも明らかである。

被告らは、共同親権に好意的な言論の抑圧等を狙って、本件記事の摘示事実を「原告が自分の娘を車のトランクに入れて連れ去った」とするとともに、F氏が娘をトランクに入れて車を運転してガレージを出た事実を認識しながら、F氏は子をトランクに入れたことがないという虚偽事実に基づく訴訟提起を行ったもので、その訴訟提起は「裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠く」ものとして不法行為を構成すると評価されるべきである。

- 2 上記（第1、4）の桑原教授の見解によれば、F氏による一連の訴訟は、共同親権を支持する言論への「報復や言論封殺といった目的で訴訟を提起していることが合理的に推察でき」裁判制度の趣旨目的に照らして著しく不相当と評してよいことになるし、前田教授の見解によっても、共同親権に好意的な言論の抑圧等を狙って、F氏が娘をトランクに入れて車を運転してガレージを出た事実を認識しながら、F氏は子をトランクに入れたことがないという虚偽主張に基づき、本件記事の「原告が自分の娘を車のトランクに入れて連れ去った」とする摘示事実が虚偽であるとの訴訟提起を行ったことを考慮し「訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠く」と評価すべきことになる。

また、東京地裁の判決（丙29）は、「記事の大部分について真実性の証明があり、一部に真実であるとまではいえないがそう信じたことに相当な理由があるというように、部分的に真実性の立証が欠けているにすぎず、かつその部分についても相当性の立証はされているような場合には、表現の自由が民主主義体制の存立と健全な発展のために必要な、憲法上最も尊重されなければならない権利であることに鑑み、全体的に見れば損害賠償請求権の不存在が明らかであって、訴えの提起等が違法となる余地がある」（78頁）「提訴することにより相手方が被告という立場に否応なしに立たされ、経済的及び精神的に多大な負担を余儀なくされることをも考慮すれば、このような提訴に当たっては、その表現内容が事実か否かについては極めて慎重に検討し、社内において関係者から事情を一通り聴取するのみならず、存在している客観的証拠とも照合し、場合によっては、相手方がどのような根拠に基づき記事を執筆したのかについても、ある程度は検討すべきものである。」（79頁）「甲事件の提訴は、本件各記述の大部分について真実であり、その余の部分についても、原告の社会的評価を低下させるものではなく不法行為を構成しないか、少なくとも真実であることに相当の理由があつて、請求が認容される余地のないことを知悉しながら、あえて、批判的言論を抑圧する目的で行われたものであり、裁判制度の趣旨目的に照らして不相当なものというべきであり、違法な提訴であると認められる。」（80頁）と判示し、

「その表現内容が事実か否かについては極めて慎重に検討」することを求めるものであるところ、本件は、共同親権派の言論を抑圧するために、（「慎重に検討」するどころか）積極的に虚偽主張による訴訟提起を行ったものであり、「裁判制度の趣旨目的に照らして不相当なもの」として「違法な提訴」と評価されるべきことは明らかである。

## 第5 記者会見による名誉毀損

- 1 第3事件被告らは、F氏が子をトランクに入れたことがないという虚偽主張に基づく訴訟提起を行ったのみならず、言論に対する「萎縮効果」を狙って、その虚偽主張を前提に、（虚偽主張に基づく）訴訟提起について国内外に向けて大規模な記者会見を行ったもので、その記者会見が名誉毀損となることは必然である。記者会見では、F氏が娘をトランクに入れて車を運転して自宅ガレージを出たことや牧野氏が掲載を約束してF氏側に反論を求めたことについて一切説明されず、また（本件記事について掲載前の取材がないことを主張しながら）牧野氏に対して事前はおろか事後にも、記者会見の内容について反論やコメントを求めることもなく（牧野調書6頁）、F氏は子をトランクに入れたことがないという訴状での（虚偽）主張を前提に、本件記事は、共同親権を推進するために、根拠もなく、事実をゆがめて書かれたでたらめの記事であり、F氏側への取材もされなかったと、一方的に牧野氏のフリージャーナリストとしての社会的評価を毀損する発信が行われた。かかる、国内外の記者会見は（F氏とその代理人弁護士である）第3事件被告らが計画して行われたものであり（記者会見を行うこととその内容について）主観的関連共同性が認められ、第3事件被告らは、記者会見による名誉毀損について共同不法行為責任を負う。

国内向け記者会見には第3事件被告ら全員が参加するとともに（広く報道されるよう）訴状（それを読む者の普通の注意と読み方を基準とすれば「被告F氏は、子どもをトランクに入れたことはなく、子どもをトランクに入れて運転した事実もない。にもかかわらず、原告は、被告F氏が、子をトランクに入れて連れ去ったというでたらめの記事を書いた。原告は、被告F氏に取材することもなかった。」という事実を摘示する）をメディアに提供し、それに基づき牧野氏の名誉を毀損する報道を行わせた。

日本外国特派員協会（FCCJ）での記者会見については、参加したのは、K・O・Fの3名であるが、同記者会見は、訴訟当事者のF氏と同人の代理人弁護士である第3事件被告らが計画・承認したもので、その全員がその責任を負うことは当然である。①（訴訟提起についての）国内

外の記者会見は（訴訟の原告とその代理人弁護士である）第3事件被告らの計画・承認によるものであること、②国内向け記者会見には全員が参加している（＝全員が記者会見に関与している）こと、③F氏が子をトランクに入れた事実がないという（虚偽）主張での訴訟提起を公表するとともに、その（虚偽）主張（＝本件記事はでたらめである）を前提とする記者会見であり、それが名誉毀損につながることは当然であること、④代理人弁護士は、F氏の（訴訟提起の）記者会見において違法な名誉毀損が行われないようにすることについて（同人に対して）善管注意義務を負う立場にあること、⑤本件で問題とするK弁護士の発言は（記者からの質問に対する回答ではなく）当初から予定された提訴についての説明であり、その内容は（F氏が子をトランクに入れたことがないという）訴状での主張を前提とするものであること、⑥K弁護士の説明が（他の第3事件被告にとって）想定外であったとの主張もなされておらず、それは、第3事件被告らが計画した記者会見で想定された発言であること、⑦第3事件被告らから、日本外国特派員協会（FCCJ）での記者会見について関連共同性を否定する具体的事実関係についての主張もなされていないことから、記者会見に参加していない被告らを含め、第3事件被告ら全員が、共同不法行為責任を負う。

- 2 K 弁護士は、日本外国特派員協会（FCCJ）での記者会見で（「奥さんが子どもをトランクに入れ」たことではなく）「奥さんが子どもを車のトランクに入れて連れ去った」ことが「非常に間違った報道で」「奥さんの名誉を傷つける」と説明するが、①訴状において（離婚裁判の判決（甲1）の「ガレージ内で、汚れたチャイルドシートをチャイルドシートとして使えるバギーと交換」したという事実誤認を根拠に）F氏が車のトランクに子を入れていないことを主張するとともにそれを前提とする記者会見であること、②別居時に母が子を連れ去ることは頻繁に行われるとともに、裁判所も違法としておらず（丙40）、K 弁護士の上記説明のうち特徴的で「奥さんの名誉を傷つける」部分は「トランクに子を入れた」の部分であることから、K 弁護士が記者会見での上記説明によって伝えようとし、それを見た一般人に伝わったのは「奥さんが子どもを車のトランクに入れ」ていないのに（車のトランクに入れたとの）でたらめの記事が書かれたという事実である。

この点、弁護士ドットコムニュースの報道の「「訴状などによれば、原告側は（子どもが妻に）トランクに入れられて誘拐されたという記述については、離婚裁判でも事実は認定されておらず「真実ではない」としている」の部分も同様であり、「訴状」においてF氏が子をトランクに入れていないとの主張がされており、それに基づき書かれた上記報道を

読んだ一般読者に伝わるのも「トランクに入れられ」たが真実でないということである。

（牧野氏の）取材等について、FCCJでの記者会見で、K弁護士は、「共同親権を推進するために妻側を悪者に描き、事実を確認しないだけでなく、事実をゆがめ、根拠なく「妻が子をトランクに入れて連れ去った」などとする事実と異なる記事を書いた」との摘示事実を公表し、それを見た人たちに、牧野氏はまともに取材をしていないだけでなく、事実をゆがめたでたらめの記事を書いたとの事実を伝え、そのジャーナリストとしての名誉を毀損した。国内向け記者会見でメディアに提供された訴状での「一度も原告に取材することなく本件記事を公開させた」に基づく、報道での「筆者は「一度も原告（妻）に取材することなく記事を公開」していることから、「真実だと信じる相当な理由」があるともいえない」の部分を読んだ読者は、牧野氏は原告に一切取材していないと受け取ったもので、これも、記事掲載直後にF氏側に取材をして確認をとっていた牧野氏の名誉を毀損するものである。

- 3 実際、FCCJでの記者会見（丙8）や弁護士ドットコムニュースでの記事（丙9）を見た人たちによって、牧野氏は「事実を確認せず、いい加減な記事を書いて訴えられ」ている（丙10の1）、「事実に基づかない婦人の名誉毀損記事を書いた」としてフランス人の配偶者であるマダムフィショさんから名誉毀損の裁判を起こされている」（丙10の2）、「映像も確認せず、裏取りもしないで書いた」（丙10の3）といった書き込みが行われており、国内外の記者会見（とそれに基づく報道）によって、牧野氏は取材もせず、映像も確認せず、事実に基づかないでたらめな記事を書いたという、フリージャーナリストとしての名誉を毀損する事実が伝わるとともに、それがさらにSNSで拡散された。
- 4 尚、第3事件被告らが「F氏は子をトランクに入れたことがない」という虚偽主張によるスラップ訴訟を公表する記者会見に「公益性」が認められる余地はない。記者会見の目的は、その訴訟と同様、共同親権に好意的な記事を標的として訴訟提起を行ったことを広く公表すること（共同親権派の）言論の抑圧等の効果を狙ったものである。

## 第6 損害について

牧野氏は、自分が書いた記事が、取材に基づかず、事実をゆがめたでたらめであると、大規模な国内外に対する記者会見で公表され、FCCJでの記者会見の動画（丙8）や弁護士ドットコムニュースの記事（丙9）を見て、牧野氏が、取材もせずでたらめの記事を書いたと信じた人たちも、牧野氏への批判を拡散した（丙10）。そして、記者会見の動画（丙

8) も弁護士ドットコムニュースの記事(丙9)も、現在もネット上で閲覧できる状況にあり、名誉の毀損が続いている。さらには、一般人である牧野氏が、個人として、弁護士が(M 弁護士を含め) 5人もついたスラップ訴訟、それも「F氏は子をトランクに入れたことがない」という虚偽主張での訴訟のターゲットとされ、訴訟対応を強いられたことによる精神的負担は想像を絶するもので、その結果、牧野氏は神経衰弱状態で入院加療を受けるに至っており(丙41)、相応の慰謝料が認められるべきである。

### Ⅲ その他

#### 1 F氏側が提出する最高裁判例について

甲8は、刑法230条の2について「事実が真実であることの証明がない以上名誉毀損の罪責を免れることがないとした」従前の判例を変更し「行為者がその事実を真実であると誤信し、その誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らし相当の理由があるときは、犯罪の故意がなく、名誉毀損の罪は成立しないものと解するのが相当である」としたものであるが、名誉を侵害されたとする当事者への取材がなされない事案において「証人が同公訴事実の記事内容に関する情報を和歌山市役所の職員から聞きこみこれを被告人に提供した」旨の証言がその「確実な資料、根拠」を基礎づけ得るとして名誉棄損の罪の成立を認めた原審を破棄したものである。本件は、そして、他人(証人)からの(聞きこみについての)情報提供と比較しても、はるかに客観性の高い物証であるガレージでの映像を確認しており、甲8の立場からしても、記事掲載前にF氏側に取材を行わなかったことをもって、真実相当性が欠けると評価すべきではない。

甲9は、通信社から配信を受けた記事をそのまま掲載した新聞社にその内容を真実と信ずるについて相当の理由があるとはいえないとされた事例であり、牧野氏が自ら取材し、裏付けとなる映像を確認した上で記事を書いた本件と関係がない。

甲10は、捜査当局が未だ公の発表をしていない段階において、家族の誰かがこれを殺害したものであるというような印象を読者に与える記事を新聞紙上に掲載するにあたっては、たとえその記事が解剖医および刑事官から取材して得た情報に基づくものであるなど原判示の事情

(原判決理由参照)があっても、新聞社の担当者が、裏付け取材をしないでその内容を真実と信じたことについては、相当の理由があつたものとはいえないとされた事案であり、牧野氏が、ヴィンセント氏に取材する

だけでなく、その裏付けとなる映像を確認した上で記事を書いた本件の真実相当性を否定する根拠となるものではない。

- 2 牧野氏は、取材に際して、取材メモをとるとともに、録音もとっていたが、録音については、スマホの機種変更で消え、取材メモは2年間保管としていた（牧野調書33頁）。牧野氏は、F氏側に反論の掲載を約束し、T弁護士が反論の提出を断ってから、本件記事についてなんらかのクレームがなされていれば、取材メモ等は残していたはずであるが、反論も具体的なクレームもなされないまま、3年以上経過後に訴訟提起がされたもので、訴訟提起の時点で取材メモ等が失われていたことについてはやむを得ないことである。
- 3 ①F氏による訴訟がスラップ訴訟であることと②F氏の訴状での主張が子をトランクに入れた事実がないとするものであることについて明らかであると考えるが、牧野氏側は①を基礎づける事実と②の確認について、F氏に対する尋問で明らかにすることを予定していたところ、それが妨害されたもので、準備書面（13）で行った主張も検討されるべきである。